

## 随時監査（小修繕）結果報告

〔 みなと総局  
交通局 〕

神戸市監査委員	近	谷	衛	一
同	横	山	道	弘
同	吉	田	基	毅
同	米	田	和	哲

地方自治法第199条第5項の規定に基づき実施した平成17年度随時監査(小修繕)について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

### 1 監査の対象

みなと総局及び交通局における平成16年度に随意契約(専決契約)により執行された小修繕(施設の維持管理に関するもの)業務

- ・みなと総局 842件 206,841,150円 (うち緊急 457件 89,628,582円)
- ・交通局 458件 76,993,383円 (うち緊急 291件 30,527,610円)

について監査を行った。

抽出業務は全体の約1/4にあたる発注日が平成16年10月1日から12月31日のものとした。

### 2 監査の期間

平成17年10月24日～平成18年3月20日

### 3 監査の方法

監査は、小修繕業務が法令等に基づき適正に行われているか、関係書類の審査及び関係職員に対する質問等の方法により実施した。

## 4 主な監査項目

- |        |   |
|--------|---|
| (1) 契約 | <ul style="list-style-type: none"><li>・契約方法及びその単位は適正か。</li><li>・契約関係書類は適切に整備されているか。</li><li>・契約先が適正に選択されているか。</li><li>・契約事務が適正に行われているか。</li></ul> |
| (2) 内容 | <ul style="list-style-type: none"><li>・契約内容が明確にされているか。</li><li>・件名と内容が一致しているか。</li></ul>  |
| (3) 積算 | <ul style="list-style-type: none"><li>・修繕料の算出は明確な根拠に基づき正確に行われているか。</li><li>・予定価格は恣意的に作られていないか。</li></ul>  |
| (4) 履行 | <ul style="list-style-type: none"><li>・契約どおり履行されているか。</li><li>・履行に関して、関係法規及び諸基準を遵守しているか。</li></ul>  |
| (5) 検査 | <ul style="list-style-type: none"><li>・履行確認が適正にされているか。</li><li>・支払いの遅延はないか。</li></ul>   |

## 5 監査の結果

神戸市においては、施設の維持管理を行う場合、小規模なものは各局で随意契約（専決契約）することができる。この場合、助役以下専決規程による専決契約締結限度額の範囲内（みなと総局では一般課長 100 万円，技術本部長 150 万円，局長 250 万円）（交通局では一般課長 100 万円）

で契約を行うことができ、この限度額を超える場合は、経理契約（入札）によっている。

随意契約は、競争によらないで、特定の相手方を選択してこれと契約を締結する方法である。これは、「複数の相手方から見積りを徴集する」場合と、最初から「特定の 1 人を相手方として選ぶ」場合の 2 つに分けられる。市の契約は、公正かつ経済的であることが要請される点から前者が原則である。

随意契約の長所としては、簡便かつ機動的な運用ができることがあげられるが、逆に、短所として、相手方の選定が一部の者に偏ったり、競争に比べ不利な条件で契約を締結したりするおそれがあることなどがあげられる。

この短所を補うために、全市統一的に、「随意契約（専決契約）事務処理基準」を設け、緊急性の定義、見積の取り方、業者の選定方法、事務処理の流れ等を定め、また、組織的チェック体制の再

構築として、「各局室区小修繕審査会設置要領」により、業者の選定、適正な契約・執行を定期的にチェックする審査会を設けている。そのうえで、行財政局において毎年度運用実績状況の検証を行い適正な事務処理に努めている。

今回の監査の対象であるみなと総局では、16年度において842件、また、交通局では同年度458件の事務を、それぞれ「みなと総局小修繕審査委員会運営要領」「交通局小修繕審査会要綱」に基づき効率的に処理している。

監査の結果、事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められた。しかし事務の一部について次のような改善を要する事例が見受けられたので、引き続き適正な事務処理に努められたい。

## (1) 契約に関する事務について

### 緊急対応処理の理由書

緊急対応処理の場合、緊急性の理由及び業者選定の理由を明確にする必要があるにもかかわらず、記録を残していない事例が見受けられた。

適正な事務処理を行うべきである。

(みなと総局経営部経営課)

(交通局電気システム課)

(交通局地下鉄車両課)

### 発注の方法

駅舎等の給排水故障修繕に際し、発注に関する依頼書等を省略し、業者による1箇月分の作業報告をもって数件の修繕を清算している事例が見受けられた。

発注は適正に行うべきである。

(交通局地下鉄運輸サービス課)

## (2) 内容に関する事務について

### 工期の設定

消火設備の補修に際し、4箇月の工期を設定していたが、2箇月で作業が完了していた事例が見られた。

適切な工期設定を行うべきである。

(みなと総局神戸港管理事務所営繕課)

### 履行期限の変更

見積もり合わせによる業者決定後、現場詳細調査の結果、追加作業が発生し、工事期間を

延長して施工されたが、履行期限の変更をしていなかった事例が見受けられた。  
適正な事務処理を行うべきである。

(交通局地下鉄運輸サービス課)

### (3) 積算に関する事務について

#### 経費の内容

調査費、高所作業車の費用等を経費の一部として1式計上されていたが、個々に計上すべき事例が見受けられた。

経費の積算は適正にすべきである。

(みなと総局神戸港管理事務所営繕課)

### (4) 履行に関する事務について

#### 作業経過の記録

クーラーの修繕に際し、契約後に主要部品であるコンプレッサーの不具合が見つかり取替を行ったが、その清算に関する記録が残っていない事例が見受けられた。

記録を残すべきである。

(交通局地下鉄車両課)

### (5) 検査に関する事務について

#### 写真の撮り方

履行確認及び施工記録のため写真を受取っていた。

しかし、作業した場所と違う写真を受取っていた事例が見受けられた。

履行確認は適切に行うべきである。

(交通局地下鉄車両課)

#### 請負代金支払の遅延

請負契約約款によると、請負代金は請負人の請求後30日以内に支払うことになっているにもかかわらず、遅延している事例が見受けられた。

支払に係る手続は適正に行うべきである。

(みなと総局経営部経営課)

(交通局総務課)

また、履行確認後6箇月程度(交通局施設管理課)、5箇月程度(みなと総局神戸港管理事

務所営繕課)のちに支払われている事例が見受けられた。

請負人からの請求が遅れたことによるが、請負人と連携を密にし、支払に係る所定の手続を、すみやかに進められたい。

## (6) その他

### 書類日付の誤り

決議書等重要な書類の日付を間違えて記載されている以下のような事例が見受けられた。適正な事務処理を行うべきである。

- ・履行確認日を契約日に誤記した事例

(みなと総局神戸港管理事務所営繕課)

- ・契約の日を現場着工した日に誤記した事例

(交通局施設管理課)

## 6 意見・要望

### 適正な維持管理(要望)

6,600Vを取扱う高圧盤の扉の窓ガラスが台風により破損したため、補修を行った。

しかし、その原因は、盤の扉が施錠されていなかったためである。

施錠確認を徹底し、修繕経費の支出を抑制されたい。

(みなと総局神戸港管理事務所営繕課)

### 設備の増設・改修(要望)

照明器具の不点灯について調査したところ、ブレーカーの容量不足によると判明したため、ブレーカーを取替える修繕があった。

しかし、その原因は、過去に現状の電気容量をチェックしないまま照明器具の増設を行っていたことにある。

設備の増設・改修工事は適切に行われたい。

(交通局地下鉄サービス課)

### 局内の取り扱いの統一(意見)

ある特定の1社と随意契約を行う場合、「随意契約(専決契約)事務処理基準」による緊急対応処理と、特定の業者でなければ対応できない処理等と区分されるが、混同している部署があった。随意契約の理由を明確にし、その処理区分に沿った事務処理を行う必要がある。

また、業務履行確認として、局内の審査会からのチェック及び行財政局における事務調査

等，小修繕発注部署以外の第 3 者が客観的に履行を確認できる書類として，施設管理者の確認証明，適切な写真等を記録として残す必要がある。

今回の監査対象である小修繕業務は，みなと総局で 9 課，交通局で 5 課と多くの部署で携わっているが，その処理方式が少しずつ違っていた。これは業務効率の低下を招くおそれがあるのみならず，業務処理の不備を招く要因となる。従って，誰でも間違い無く事務処理ができるよう，書式の統一，マニュアルの作成等，引続き事務改善に取組まれない。

（みなと総局）

（交通局）